

「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

計画の趣旨

- 本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条に基づき、「市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」（法定計画）として平成 26 年に策定いたしました。
 - 【基本的な考え方】
 - ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応を踏まえ、国及び千葉県の行動計画が改定され、その内容と整合性を図りながら本市の行動計画を改定いたしました。
 - ・令和 6 年 7 月改定 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
 - ・令和 7 年 3 月改定 「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」
- 本行動計画の趣旨である 2 つの基本的な考え方を引き継ぎ、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事に必要な対策を講じるための方針を示したものです。

改定の主なポイント

【対策項目】

本市		千葉県
現行（5 項目）	改定後（7 項目）	改定後（13 項目）
①実施体制	①実施体制	①実施体制
		②情報収集・分析
		③サーベイランス
②情報提供・共有	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
		⑤水際対策
③予防・まん延防止	③まん延防止	⑥まん延防止
④予防接種	④ワクチン	⑦ワクチン
		⑧医療
		⑨治療薬・治療法
		⑩検査
	⑤保健	⑪保健
	⑥物資	⑫物資
⑤市民生活及び市民経済の安定の確保	⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

● 対策項目の拡充

- ・対策項目を7項目に整理し、各項目を3つの段階（準備期、初動期、対応期）で記載。
- ・感染者やその家族に対する偏見・差別等の防止を記載。
- ・予防接種の体制や準備すべき資材等を記載。

● 平時の準備の充実

- ・市民が感染症や感染対策に対する理解や協力を得るための情報提供・共有。
- ・平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備。
- ・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進（予防接種事務のデジタル化等）

● 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定して対策を整理。
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え。

本市行動計画の構成

改定後の行動計画は、3本の柱で構成され、主な内容は次のとおりです。

・ 第1 はじめに

※法令及び各行動計画の経緯について記載

・ 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針

※対策の実施に関する留意点（8項目）及び対策の基本項目（7項目）並びに政府・千葉県・市の基本的な役割を記載

・ 第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

※7項目の対策項目の基本的な考え方及び取組内容について記載

- 1 実施体制（準備期・初動期・対応期）
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期・初動期・対応期）
- 3 まん延防止（準備期・初動期）
- 4 ワクチン（準備期・初動期・対応期）
- 5 保健（対応期）
- 6 物資（準備期・対応期）
- 7 市民生活及び地域経済の安定の確保（準備期・初動期・対応期）

計画の期間

政府行動計画は、概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うとされており、それに伴い県行動計画の見直しが行われた場合には、市行動計画もこれに沿って対応してまいります。